

5月29日、**消費者庁**は「**公益通報者保護制度Q & A**」を公表しました。

改正公益通報者保護法（令和7年法律第62号）が令和8年12月1日に施行されるにあたり、これまで公表していた公益通報者保護制度に関する各種Q & Aを改めて整理したもので、全268の問が収録されています。

次のような構成となっています（カッコ内の数字は問の数）。

- 公益通報者保護法に関するQ & A（基本的事項）（15）
- 通報対象事実（通報の内容）に関するQ & A（7）
- 公益通報者に関するQ & A（11）
- 通報先に関するQ & A（15）
- 保護要件に関するQ & A（13）
- 不利益な取扱いに関するQ & A（12）
- 内部公益通報対応体制の整備、労働者等に対するその周知その他の必要な措置に関するQ & A（65）
- 従事者に関するQ & A（17）
- 事業者における通報対応に関するQ & A（12）
- 行政機関向けQ & A（全般）（26）
- 行政機関向けQ & A（内部の職員等からの通報）（12）
- 行政機関向けQ & A（外部の労働者等からの通報）（30）
- 罰則その他事項に関するQ & A（15）

詳細は、下記リンク先にてご確認ください。

- 公益通報者保護法 特定受託業務従事者 通報妨害 不利益取扱い 周知

公益通報者保護制度Q & A

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/faq